

名古屋市告示第534号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、令和6年名古屋市告示第104号により指定した形質変更時要届出区域の全部を解除します。

令和6年11月12日

名古屋市長職務代理者

名古屋市副市長 中 田 英 雄

1 指定を解除する区域

名古屋市熱田区桜田町2001番の一部、2002番1の一部、2002番2の一部、2003番の一部及び2009番の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

六価クロム化合物（土壤溶出量基準）

シアン化合物（土壤溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壤溶出量基準及び土壤含有量基準）

砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課